

平成 28 年

第 17 回 定例委員会

会 議 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成 28 年 第 17 回 <input checked="" type="radio"/> 定 例 <input type="radio"/> 臨 時 委 員 会 会 議 録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成 28 年 12 月 27 日 午前 <input checked="" type="radio"/> 後 <input type="radio"/> 1 時 30 分		佐渡市役所 両津支所 3 階 第 2 会議室
閉会日時	平成 28 年 12 月 27 日 午前 <input checked="" type="radio"/> 後 <input type="radio"/> 3 時 00 分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 委 員	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員	
1 番委員 佐藤 辰夫		仲川 正道	
2 番委員 仲川 正道		金子 眞理	
3 番委員 金子 眞理			
4 番委員 中村 友子			
5 番委員 児玉 勝巳			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 書記（庶務係）土屋 康洋		社会教育課 課長 越前 範行	
傍 聴 人	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	有 の 場 合、別 紙 の と お り	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第 58 号 佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について 議案第 59 号 佐渡市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 議案第 60 号 佐渡市高度へき地学校給食費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について 議案第 61 号 佐渡市学校米飯給食費等補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について 議案第 62 号 佐渡市教育委員会職員の分限処分について 議案第 63 号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 52 号）の取り下げに係る専決処理について 議案第 64 号 佐渡市教育委員会職員の分限処分について 議案第 65 号 佐渡市教育委員会職員の人事異動について		
<報告事項> 1 学校の諸問題について 2 その他 <その他> 次回定例会開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後 1 時 30 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、定刻となりました。ただいまから平成 28 年第 17 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第 1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 21 条の規定により、仲川委員と金子委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくをお願いします。 ・ それでは、先ほどご案内がありましたとおり、社会教育課、この後のご都合があるということで、日程第 7 を 1 番目の議題としたいと思います。ご協力よろしくをお願いします。「議案第 63 号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 52 号）の取り下げに係る専決処理について」を議題といたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局の説明を求めます。 ・ 議案第 63 号です。佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、前回の委員会にて上程し、承認いただきました議案第 52 号をこのたび取り下げをすることにつきまして説明させていただきます。 ・ 今回取り下げを行います当議案につきましては、真野中学校及び P T A から佐渡市陸上競技場の利用に制限があることから、子どもが自由に運動できないので、中学校の専用グラウンドを確保して欲しいという要望がありました。これを受けまして、教育上の観点から、社会体育施設である真野運動広場を真野中学校の専用グラウンドに用途変更したいと考えておりました。当時平成 22 年の頃ですが、佐渡市陸上競技場の建設予定地を選定する際につきましては、佐渡市議会においてサブグラウンドの整備及び駐車場の確保等の課題がありまして、これが論議された経過がありました。このことについては、11 月 24 日の議会全員協議会において、先ほど言いました社会教育課でサブグラウンドが必要だということ、それから駐車場の確保等が要するという話の中で、この真野運動広場をサブグラウンドにしたいという話があったということで、検討した結果、今 12 月の議会に上程していた当議案についても取り下げをお願いし、了承をいただいたということでございます。そういうこともございまして、誠に申し訳ございませんけれども、前回出した議案第 52 号についてはこの度取り下げをしたいということでございます。なお、今後学校にはこの経緯を説明しまして、再度佐渡市陸上競技場及び真野運動広場の利用方法について協議をしていきたいと考えているところで ・ 以上よろしくをお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員長 ・ 委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、ただいまの説明に対する質疑はございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いいたします。 ・ 質疑なし。

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ質問させてください。真野中学校の体育の授業、部活動時の使用に対する配慮というのは、原則これまでどおりという形なのでしょうか。多少配慮とか。今までも大変だという声もよく聞いてまいりましたが。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで真野運動広場については、今まで指定管理で行ってございまして、スポーツハウスとそれから陸上競技場と運動広場が3つ、佐渡市スポーツ協会の方に来ていました。今回の指定管理3年を経過して、来年からまた新たな指定管理ということの中ではこの部分は抜かしてあります。今後は市の直営管理ということになります。我々が管理しますので、そこは融通きかせるようにして、学校が使いやすいような形で、不便をきたさないような形で進めていきたいというふうに考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の件ですが、前回の教育委員会で議決をした思っていたものですから、その時も駐車場、サブグラウンドの話は出ておりましたよね。ある程度揉んで、教育委員会にかけた時には方向性が定まっている、というふうに解釈しておったんだけど。ここへ来てもう一度それをひっくり返すというところが今ひとつ理解できないんですけれども。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほど言いました平成22年当時このグラウンドを作るに当たって、サブグラウンドが必要です、ということをおっしゃったという中において、学校の専用グラウンドにするということは、行政の継続性という観点からちょっと違うんじゃないかという指摘がございまして、やはり今後大きな大会を、県大会クラスの大会を陸上競技場に持ってくる時にはサブグラウンド的なものが必要なんですという中で、我々もこれからそれに向けて取り組んでいきたいという中で、サブグラウンドの整備をするべきだと考えております。それで、その中でサブグラウンドとして整備した中で、今度は真野中学校の生徒さん達も使いやすいような形で、そこは運用面で処理して、学校も気持ちよく使えるような形で行っていきたいと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に質疑ございませんか。 ・ 質疑なし。 ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、「議案第63号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第52号）の取り下げに係る専決処理について」は、原案どおり承認されました。 ・ それでは、日程第2に移ります。「議案第58号 佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、2ページ、3ページご覧ください。佐渡市立学校管理運営規則の一部を改正する規則でございます。平成30年4月1日の河原田小学校

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長 ・吉田学校教育課長 	<p>と沢根小学校の統合に伴う改正でございます。当学校管理運営規則第3条には学区の規定をしております、それは全て別表の方に委ねられております。今回の統合に伴いまして学区の変更が出ますので、それについて改める内容となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新旧対照表の3ページをご覧ください。旧の方ですが、沢根小学校の学校名を削りまして、河原田小学校の方に、旧沢根町地区ということでしたが、今後は、地名を正式に入れる改正をしています。併せて、旧の河原田小学校につきましても、旧河原田町地区、窪田、中原となっていたものを、正式な名称にしました。 ・ 規則の施行日につきましては、平成30年4月1日です。以上です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまの説明に対する質疑はございますでしょうか。 ・ 質疑なし。 ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、「議案第58号 佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ 次に、「議案第59号 佐渡市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ・ それでは、5ページ、6ページをご覧ください。佐渡市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則です。これにつきましても、先ほどの58号同様、学校統合に関します改正でございます。当該給食センター条例の施行規則第2条には、給食センターから給食を運ぶ対象校を別紙において指定しております。今回第1条改正文におきまして、第1条と第2条、条立てで改正を行っております。第1条は、平成29年4月1日の河崎小学校と両尾小学校の統合に伴う改正です。第2条は、平成30年4月1日の河原田小と沢根小の統合に伴う改正です。それぞれ統合の年月日から規則の施行期日が異なるため、このような理由から第1条と第2条に分け、それぞれ改正をするものです。 ・ 新旧対照表の6ページをご覧ください。6ページについては、両津学校給食センター関係で表中、旧のアンダーライン引いております「両尾小学校」を削るという改正です。続きまして、7ページをご覧ください。7ページにつきましては、佐和田学校給食センター関係で、改正前、旧が沢根小と河原田小とあったものを新では河原田小と改めるものでございます。なお、お気付きかと思いますが、第1条と第2条、「削る」と「改める」というふうな表記の使い分けをしておりますが、これについては法制執務上のルールがございまして、このことについては伊藤補佐の方から簡単に説明させます。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、私の方から説明させていただきます。最初に、286 と 287 ページ右下の所をご覧ください。字句の改正と句読点というところです。これは、法制執務上のルールで読点、「、」につきましては、その次の字句に従属するものと解されているという決まりがあります。裏をめくっていただきますと、ここに削る方法として3行目のところにありますが、削る場合、Bという文字の前に付いている点については、「、B」を削るという表現をいたします。逆に「B、」を削るというやり方をしないので、両尾小の場合はこのやり方で削っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河原田小と沢根小につきましては、真ん中の方に逆に「読点を削る場合には」というところがあります。黄色いマーカーしてありますが、このように「削る」という文言を使わないで、完全に点を含んだところを消してしまう、「改める」という表現を使うために改正の仕方が違っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、ただいまの説明に対する質疑はございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いします。いずれも学校統合に伴うことでありますので、よろしいかと思いますが。 ・ 質疑なし。 ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、「議案第 59 号 佐渡市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第4、「議案 60 号 佐渡市高度へき地学校給食費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、9 ページ、10 ページでご説明いたします。佐渡市高度へき地学校給食費補助金交付要綱を廃止する告示の制定ということでございます。まず、へき地学校の定義からご説明させていただきます。まず、へき地教育振興法という法律に基づきまして、各都道府県が交通要件及び自然、経済、文化的諸条件等々に恵まれない山間地とか、離島、そのような地域に所在します公立の学校につきまして5等級、5つの等級で区分をしております。この区分は、1級から5級の区分で数が大きくなるほど条件が厳しい地域の学校ということになっております。ちなみに、高度へき地の高度でございますが、3級、4級、5級、3級以上が高度へき地校となります。参考ですが、佐渡市においては全てへき地校の該当になっておりますが、高度へき地に該当している学校は、市内では内海府小中、高千小中、松ヶ崎小中並びに赤泊小中、合わせて8校が高度へき地校の指定を受けております。 ・ 次に、高度へき地学校への学校給食費に対する補助の経緯でございますが、話がかなり遡ります。経緯からご説明させていただきます。昭和41年

<p>・佐藤委員長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・吉田学校教育課長</p> <p>・金子委員</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・吉田学校教育課長</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・金子委員</p> <p>・吉田学校教育課長</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・吉田学校教育課長</p>	<p>当時、今から約 50 年前ですが、国の制度としまして、パン、ミルクの主食に対します補助制度がスタートしております。その背景は、当時は交通事情が圧倒的に悪かったということ。食材費等をはじめ様々な物資がコスト高になるというような背景から、国が補助事業として導入をしております。その後、国の行政改革の一環としまして、補助制度自体が、例えば平成 3 年には実施機関が国から特殊法人の方に移管されております。最終的には独立行政法人の日本スポーツ振興センターというところがこの補助制度を引き継いで実施をしておりますが、この補助制度については平成 24 年度をもって終了しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市では、それまでの間、高度へき地学校に対します主食部分、米、ミルク、パン等でございますが、その購入経費については、日本スポーツ振興センターから一部補助がきており、その不足する部分について、ここで掲げております佐渡市独自の補助制度で補助を継続しておりました。なお、平成 25 年度以降については、日本スポーツ振興センターの補助がなくなりましたが、その差額についてはこれまでどおり補助をしていたところですが、その差額についてはこれまでもどおり補助をしていたところですが、今回、次年度からの予算等の見直し、補助制度等の見直しの中で、これを廃止とするものですが、その背景としては、先ほどのとおりスポーツ振興センターの補助制度そのものも廃止されていること。また、島内の交通インフラも格段に発達しており、島内どこで物資を購入してもさほど差異はないということから判断させていただきまして、来年度からこの制度を廃止するものがございます。以上です。 ・ それでは、ただいまの説明に対する質疑を受けたいと思います。ありましたら挙手をお願いいたします。 ・ 平成 28 年度の補助額ってどのくらいになっているんでしょうか。 ・ 今年の予算ベースで 325 万円です。 ・ この内容につきましては、地元への説明会を既に開催しまして、出席者が少なかったところへは全て文書で保護者へ周知して、特に異論等はないという状況でございます。 ・ ここに 11 円とか、12 円と書いてあるんですけども、大体児童 1 人当たりになると年間どのくらいの額になるのでしょうか。 ・ 何食くらいでしたかね。 ・ 195… ・ 200 切れる。掛ける 11 あるいは 12。 ・ 1 件当たり 2,000 円とか、その程度の負担増ということですか。 ・ 1 世帯で 1 万くらいでしたかね。 ・ 年間… ・ 年間補助額としては、1 年間給食は 4、5 万かかりますので、そのうち 1 万ぐらいは今まで軽減をしております。主食全部。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 200食を切る、年間給食数で。1食11円あるいは12円。 ・ 参考までに、小学校1食当たりの単価が大体284円くらいかかります。そのうち米と牛乳で約85円程度になります。そこで、これまでは米と、いわゆる主食の部分については、先ほどの要綱に基づきまして補助しておりました。一番下に表が、小11、中12でございしますが、これは最後平成22年当時、スポーツ振興センターが補助していた金額なのです。これについては、佐渡市はここまでは出ないから、この残りについて一応佐渡市は補助しておりました。そうすると、これまで約63円程度佐渡市の方で補助しておりましたので、食数等々掛けていきますと1世帯年間1万2,285円と、これくらい今後の負担増となります。
<ul style="list-style-type: none"> ・金子委員 ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下の表は保護者が今まで負担して、あ、補助対象？ ・ この下の表は、いわゆる1食当たり11円日本スポーツ振興センターが補助していました。平成25年度で廃止されましたが。したがって、佐渡市としてはどんどん減ってきたんです。昔はもっと補助していたのですが、いわゆる行政改革等の流れで補助金自体がどんどん減って行って、最後が廃止されるのが11円でしたので、例えば1食当たりが80円ですと、11円は歳入でスポーツ振興センターから来ます。残りの部分については市が補助しておりました。したがって、別表は11円、12円はこれは保護者の方で負担してくださいと、そんなような流れです。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほど60何円というのは。 ・ 主食、いわゆる今回廃止することによって1食当たりの単価が上がる額が小学校で63円程度です。給食の食数は年間195食ありますので、これを掛けると1年間当たり大体1万2,000円くらい保護者の負担が増えるというか、ほかの高度へき地以外はそれなりのお金はいただいているんですけども、今後は高度へき地の方も、通常の給食分をいただくとそのような流れになります。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・金子委員 ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の皆さん、わかりますか。よろしいですか。 ・ 説明会をされて、チラシを配られて、今のところ保護者の方からは反対とかは言われていないということなんですよ。 ・ 説明会の雰囲気も反対というふうな、そんな雰囲気はありませんでした。
<ul style="list-style-type: none"> ・金子委員 ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それで、島内一律になると。わかりました。 ・ 口に出して言う方はいないもので、恐らく結構1万2,000円の負担が上がるということになれば、当初お話しする時は、ちょっと上がるなというイメージはもたれると思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に質疑ございませんか。あくまでも来年の4月1日から。来年の新学期から施行と。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし。 ・ 質疑なしと認めます。

<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし。 ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 61 号「佐渡市学校米飯給食費等補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ それでは、本日配られました資料、日程第 6、議案第 62 号「佐渡市教育委員会職員の分限処分について」を議題といたします。本議案は人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ 全員挙手であります。 ・ それでは、第 62 号を秘密会とすることといたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 	<p style="text-align: center;">【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 62 号「佐渡市教育委員会職員の分限処分について」は原案どおり可決されました。 ・ 先ほど日程第 7、議案第 63 号については審議いただきました。続いて、日程第 8「議案第 64 号 佐渡市教育委員会職員の分限処分について」を議題といたします。なお、議案第 64 号、議案第 65 号及び報告事項 1 については、人事及び児童生徒の個人情報に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・佐藤委員長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ それでは、第 64 号、第 65 号及び報告事項 1 を秘密会とすることといたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・吉田学校教育課長 	<p style="text-align: center;">【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、その他ないようですので、次に進めます。日程第 11、次回定例会の開催日についてですが、事務局の説明を求めます。 ・ 1 月 27 日金曜日、ないしは前日 26 日木曜日をお願いしたいと思います。
	<p style="text-align: center;">【委員の都合を聞いて日程調整した。】</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員長 ・仲川委員 ・吉田学校教育課長 ・佐藤委員長 ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、次回の定例会は平成 29 年 1 月 30 日 13 時 30 分からということですが、委員の皆さん、ご都合はよろしいでしょうか。じゃ、そういうことで予定をお願いします。それと、1 月 16 日、月曜日の総合教育会議は。 ・ まだこれについて議題も何も聞いていないんですけども、今年度第 1 回目ですので、ある程度準備が必要だろうと思うんですが。 ・ 学校統合です。 ・ 教育委員さんの方で何か… ・ 11 月 12 日でしたか、この間の折にもちょっと課長の方から学校統合等について考えていますかというふうなことをおっしゃっていましたが、委員の皆さん、こういう点についてというのがありましたら。 ・ つい最近、昨年度の総合教育会議の会議録がホームページにアップされましたね。全 4 回これでやっと 10 か月遅れで揃った。委員の皆さんにはぜひそれをもう一度目を通しておいてもらいたい。そこに問題点が整理されていますので。私の認識では今年度甲斐市長が約束をしたのが 3 つありました。1 つ目が学校統合の見直しについて、その課題を整理して、そのための解決するためにどういう方向で持って行くか、今年度中に示さなきゃならないのが 1 つ。教育委員会の事務局の方でも動くこと約束したので、それやっているはずだということになっている。それから教育振興基本計画、これも 28 年度中に総合教育会議の中で揉んでいくというよりも、ある程度よいところに来たら教育会議にかけて、市長と教育委員で話をするんだと。その時に言ったのも 10 月、11 月にはパブリックコメントが終わっているはずだということで、それが 2 つ目の約束というか、大きな柱だった。もう 1 つ目が佐渡島内の県立高等学校等の改革、それを市としてもそれについての見通しのようなものがあつたと。それについての、話としては大きく 3 つあつたというふうに私は理解しております。 ・ それから、もう 1 つ付け加えれば、昨年度のこの教育委員会の中でコミュニティスクールの話が出たときに、市長部局の方から全くそのことについては話を聞いていなかった状態でコミュニティスクール云々が突然出てきた。あるいは広域通信制の学校の誘致というような問題も急に出てきて、どちらかといえば総合政策課主導で、教育委員会に関わらないという立場から、総合政策課の方で主導してやっているんだということで広域通信制が出てきたというふうに私理解しているんですが、そういうふうに大きく 3 つプラス 2 つあるような私は受け止めをしているんですが、それを一体今後どうしていくのか。やると言ったことをやって、いくら首長が代わったにしても、前市長がやると言ったことを我々としてやるつもりでいたわけなんですけれども、それが宙に浮いた状態になっている。先ほど課長さんからの話で、学校統合の話はということが出ましたが、あと 2 つについても市長がどういうふうに発言するか、私としては非常に注目しておりますので、ぜひ市長にも今までの経緯をしっかりと目を通しておくように、ぜひ意見聞かせてくれということを進めてもらいたいと思います。そうであれば我々もどこかで 1
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田 管理主 事 ・ 佐藤委員長 ・ 佐藤委員長 	<p>回打ち合わせぐらいはしておくべきでないかなど。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今ほど仲川委員のお話しされたうちの2つ目、教育振興基本計画、まだ本当に検討の真っ最中でとてもまだお示しできる状況ではないんですけれども、やはりそういうものが始まっているということと、第1回の検討会のお話をした、このくらいのボリュームで、このくらいの感じのものを目指して作っているんだということくらいは市長のお耳にもちゃんと入れておいて、了というか、諾というか、それ取りつけておかないと、せっかくでき上がったものをお示しした段階でだめだみたいな、ならないと思うんですけれども、話し合いの順番からいうと、今こういう形で進めていますという中間の報告というか、そういうものはやっぱり時間があれば是非させていただいた方がよいのかなと個人的には思っております。 ・ 最初今年の新市長になりました直後から、市長の教育施策の方向性というのを知りたいですねという、それについて語りたいですねということは委員の皆さんも折に触れて話をされておりましたので、ぜひそういう機会が欲しいなということです。 ・ それでは、以上をもちまして平成 28 年第 17 回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後 3 時 00 分終了</p>
--	--